平成２５年（フ）第１５５号
奈良県大和郡山市白土町173番地６、住民票上の住所奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺北２丁目１番10号
債務者　Ｋ－ＥＤＩＴＩＯＮこと　久保田崇大
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小泉　隆志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１３号
広島県庄原市口和町金田481番地
債務者　渋川　次郎
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　貴央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月９日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第１４号
広島県庄原市口和町金田481番地
債務者　渋川トモエ
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　貴央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月９日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第１１１号
群馬県佐波郡玉村町福島30―７ベルファミーユＡ103号、住民票上の住所群馬県佐波郡玉村町大字上之手1543番地１　ダイアパレス県立女子大前610号
債務者　中島　祐二
1　決定年月日時　平成25年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古平　弘樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第８３７号
愛知県春日井市勝川町２丁目16番地６ニューポート勝川Ｃ101号
債務者　永吉　　豊
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　亮太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月20日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４４号
沖縄県浦添市字経塚572番地１　サンエミール501
債務者　赤嶺　大蔵
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　喜多　自然
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３９９号
堺市東区菩提町３丁39番地171
債務者　平川　　浩（旧姓吉武）
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　億　　智栄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８６４号
札幌市中央区南10条西22丁目２番23号　クレア旭ヶ丘408号
債務者　柏田　雄一
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１５４号
愛知県瀬戸市窯町458番地の29
債務者　山川　雄也
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　昌哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３５号
北九州市門司区社ノ木２丁目１番12―901号
債務者　村田　哲夫
1　決定年月日時　平成25年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　祖父江弘美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４７０号
京都府京田辺市三山木南山23番地１　Ｂ―202
債務者　橋詰　泰幸
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　式子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３８８号
大阪府羽曳野市河原城459番地の６
債務者　米田　理恵
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　倫子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月29日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３９１号
堺市東区草尾329番地１　グランドアーバー208号
債務者　上村　健一
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　弘幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３９６号
大阪府藤井寺市小山藤の里町１番23号
債務者　安東　成範
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　弘幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８８１号
札幌市東区伏古８条４丁目２番２―302号
債務者　今　　真
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　会田　岳央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４０８号
堺市北区大豆塚町２丁７番地21
債務者　松田　浩二
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　佐智代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４２２号
さいたま市大宮区土手町１丁目220番地　サンコート小川305号
債務者　永野　友晴
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　弘毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係